

平成 23 年 9 月 2 日

第 18 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 8 月 24 日（水）午後 7：00～9：30

場 所： 市役所 3 階 正庁

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 39 名

事務局：高橋課長他 8 名

議事要旨

○条例骨子案の検討

～事務局による骨子案についての説明～

○委員長

- ・【前文】は、市民自治を確認することと、最高法規性を謳うこと。それから簡潔にすることで最大でこの程度の文字数で、可能ならもう少しコンパクトにする必要がある。
- ・【地域自治】については再三議論があったが、現段階では制度設計が難しく、今後見直しがあるため具体的な規定は設けない方向で一旦決まったが、再度意見があったため、事務局と検討したが、現段階で詳細な制度設計を条例の中に書き込むのは難しく、素案のような規定に留まっている。

○ A 委員

- ・【行政評価】第 33 条第 3 項「市民にも」の表現は市民を馬鹿にしていないか。「市民に」で十分では。

○ 委員長

- ・確かに「市民に」が良い。表現としては好ましくないかもしれない。
- ・ここは「市民に」としたい。

○ B 委員

- ・【前文】に「市の中心部には、歴史的な建造物が数多く残り、」とあるが「市の中心部はもちろん、周辺部にも歴史的な建造物が数多く残り、」として欲しい。

○ C 委員

- ・「中心部や各地域にも歴史的な建造物が数多く残り、」とすれば全部を網羅できるのではないか。

○ 委員長

- ・【前文】については U 委員から提案を受けているので、資料の説明をお願いしたい。

○ D 委員

- ・【前文】はもう少し短くした方が分かりやすいのではということと、栃木県名の発祥の地であることを加えた。
- ・修正意見に含めなかったが、意見のとおり歴史的建造物は中心部に限らず、市のあちこちにあると思った。

- 日光連山に連なる太平山から関東平野を一望出来るのは、まちの誇りなので加え、連なる山々からの悠久の流れが都賀や西方の豊かな田園を育てているのが私達のまちではないかと思う。
  - これからラムサール条約で注目されるであろう、渡良瀬遊水地の大きな自然は大きな遺産だろうと思い、具体的に明記した。
  - 条例に対する精神はそのまま加え、我々市長や議員への市民からの付託の重要性を認識してもらうための文言も重要だと考えた。
- E 委員
- 【前文】で「市政の主権者は市民であり、市制は市民の信託によるものであることを十分に認識して市政運営にあたらなくてはなりません。」としているが、【定義】で市政は「まちづくりのうち、市が担うものをいう」としているのに、市政の主権者は市民であり、市制は市民の信託によるものとするのは矛盾しているのではないか。
- 委員長
- 【前文】の市政に関する記述がくどいのかと思う。明らかに矛盾するという印象は受けませんが、誤解を招くところがあるかもしれない。
- F 委員
- この【前文】を見ていると、過去のものを守って、その範囲内で活性化していく印象を受ける。
  - 例えば栃木市の発展充実（産業活動の充実、定住人口の増加、商業機能の拡大、都市機能の充実等）という将来に向けてどういう方向に進んでいくのかが全く明記されていない。
  - 栃木市は、歴史や環境を維持し、綺麗な川を眺めて暮らしていくことを子孫に引き継いでいくように思える。
  - 本当に基本条例の【前文】と言えるのか。非常に保守的な文章になっている。
  - 条例全体が“活力あるまちづくり”や“コミュニティや絆などが主体となって作られている感じがする。
  - 他市の前文も同じような内容だが、なぜそういったことを入れてはいけないのか。
  - もう少し前向きな文にしてもらいたい。
- 委員長
- 確かに歴史や文化について謳うと、過去を引きずっているような印象を受けるかもしれない。
  - 最初に目にするところなので、条例を印象付ける重要なところではある。
  - 他市の例も同様の書きぶりなので倣って作ったこともあるが、それで良いのかという意見だと思う。
- F 委員
- 自治基本条例ができて、実際に産業活動の充実や定住人口の増加、行政事務の増加、商業施設の集積等は市政として行う。そのことが全く自治基本条例に謳われていないのは問題があるのではないか。

- 委員長
  - ・ 豊かな自然等の地域性を謳うのは分かるが、これから栃木市として何を目指していくのか、もう少し打ち出すことが大切ではないかということだと思う。
- F 委員
  - ・ 大概どこの市でも栃木と同じような内容なので、改めるには切り替えが必要。
- G 委員
  - ・ 【前文】は自治基本条例の高邁な精神を謳うものであり、“絆”を入れて欲しいとお願いしたが、政治の動きと条例がどのように合致するか分からないが、行政の実動と絡め考えるべきなのか、どの辺りまで踏み込んで良いのか教えて欲しい。
- H 委員
  - ・ 【前文】の後半 1/3 は条文で具体的に述べているから削除して、その分栃木市の現状や展望を加えたらより豊かになるのではないか。
  - ・ 【公益通報】で、職員の、身分保障も大切だが、前段として職員が積極的に告発していく姿勢を鼓舞する必要があるのではないか。
  - ・ 【市長】や【補助機関】で「法令に定めるところにより公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。」のところで補えると考えたのか。
- 委員長
  - ・ 【公益通報】は指摘の通り【補助機関】で補えると考えた。
- 事務局
  - ・ H 委員の意見もあったが、逆に義務化するのはどうかという意見もあった。会議として義務化すると意見集約されたとは認識していないので明記しなかった。
- H 委員
  - ・ 職員を鼓舞するための義務か、責務かという意味で言ったと思う。
  - ・ 職員も職責として感じているはずなのに告発しないのは、もっと鼓舞する必要があると思う。
  - ・ 刑事訴訟法でも告発を責任としているのだから、積極的に告発させるような規定を入れるべき。
- 委員長
  - ・ 職員の責務に「法令に定めるところにより」としているが、法律よりさらに踏み込んで規定するということか。
  - ・ 法律に規定があり、それに従い職員が職務を遂行するということを確認できれば良いのではないか。
- G 委員
  - ・ 【住民投票】の案件について、どういう状況だから住民投票を行うか等の前提情報や現状の情報等、具体的な公開について謳わなくても良いのか。
- 委員長
  - ・ 争点を明らかにした上で住民投票を行うということだと思う。
  - ・ 住民投票の対象となる重要事項については、【情報の共有】、【情報の公開】が規定されているので、しっかりと情報提供された上で行われると理解している。

- この点について若干積み残しの論点がある。
- B 委員
  - 議論が終わってから次の段階に進んでもらわないと困る。
- 委員長
  - まずは全体の疑問点を指摘した上で、もう一度整理をしていきたい。
- H 委員
  - 自分が提案した件は委員長や事務局で判断してもらいたい。
- I 委員
  - 一つ一つある程度煮詰めてから、他の項目に移った方が良いと思う。
- 委員長
  - いくつか論点は絞られていると思うが、他に疑問点があれば意見をいただきたい。
- A 委員
  - 【財政運営】について骨子案で“市”としていたものを、素案で“市長”としたのはなぜか。
  - 「市長は、総合計画に基づいて予算を編成し、これを執行しなければならない。」としているが、予算の執行は議会の議決が必要だがこれで良いのか。
- 委員長
  - 確かに予算執行は議会の議決が必要だが、計画的に予算を立て使っていかなければならないことを確認した規定だと思われる。
  - 総合計画の懇談会において、市長が「計画は重要だが、あまり縛られてはいけない」と言っていた。災害時に補正予算を組まなければならないような時に、計画に縛られていしまうと柔軟に対応できなくなることもあるので、その辺りも考えなければならないと思う。
- J 委員
  - 【議員の責務】に、勉強することと政策の立案をすることを強調してもらいたい。
  - 議員の権利の行使は研究調査活動に限るとしても良いのではないか。
- K 委員
  - 【地域自治】は委員長の私見として自治基本条例の見直し時に規定すれば良いとのことだったが、実際に条例が制定されて条例を見直す確証がない。
  - 第 3 項に合併特例における地域自治区は設置期間経過後に見直しを行うことを加えたらどうか。
  - 【審議会】については「公募しても応募がなかった場合」という例外規定は削除した方が良く提案し、削除する方向になった気がするが、素案に反映されていないのは、私の意見が議事録に反映されていないのかと思う。
  - 「公募しても応募がなかった場合」という例外規定は「市は、審議会等の設置に当たっては、委員等の男女比、年齢構成及び地域構成に配慮しなければならない。」という規定に反する。

○ 委員長

- ・ 地域自治組織については必ず見直すという担保が必要だということと、公募委員の規定が後退しているということだと思う。

○委員長

- ・ ここで一旦議論を整理し、事務局と確認しながら進めていきたい。
- ・ 【前文】の「市の中心部には歴史的な建造物が数多く残り、」というくだりについては、当然中心部に限らず広く市内に存在するので、「市の中心部には」を削っても良いのではないかと思う。
- ・ 文言の修正で対応しづらいものとしては、未来志向の内容が含まれていないのではないかということだが、他の委員の意見を伺いたい。
- ・ 私見としてはどういった栃木市を目指すのか、明確にするのは大切だと思うが、決して過去の歴史や伝統とは無関係ではないと思う。
- ・ 歴史や伝統を重んじることと、未来志向は矛盾しないと思う。
- ・ 歴史を踏まえた上で、これからの市民自治を謳っていければと思う。

○ F 委員

- ・ 皆で努力して発展、充実していくことが一番好ましいことで、それが【前文】で一言も触れないのは納得がいかない。

○委員長

- ・ 具体的な施策については総合計画で盛り込むべきことも多いので、自治基本条例の中ではまちづくりの仕組みづくりについて中心で考えてもらいたい。

○ F 委員

- ・ 発展していった先の方向性を示してほしい。

○ L 委員

- ・ 小山や佐野は新しいことにチャレンジして活性化している。栃木市には文化はあるが産業活性化に関しては弱い。
- ・ 後半の「そのためには、～」のくだりは、伝統や文化を守っていくためにはと捉えられかねない。
- ・ 温故知新の温故は大切だが、世の中は変化しているので知新も必要なのではないか。

○ 委員長

- ・ 【前文】については少し練り直す必要があると思う。

○ C 委員

- ・ 「活力溢れるまちづくり」のところに“未来へ向けた新生栃木市づくり”を加え、そのために積極的に参画することが大切だと謳い上げれば、個々の具体的なものを入れなくても良いのではないか。その中で総合計画等を実施してもらえれば良いと思う。
- ・ 栃木市の市政を市民自治と捉えているのが一番良い。

○ 委員長

- ・ どういった方向に向かうか合意を得るのは難しいが、新しい栃木市を想像してい

くことを強調していかなければならないというのは共通の理解だと思われる。

○ F 委員

- ・ 市政の発展充実等の間接的な言葉で将来の展望が開ける言葉があるのではないか。
- ・ 具体的なものが伺えるような文章を入れる必要がある。

○ 委員長

- ・ 具体的な文案を事務局へ示してほしい。

○ M 委員

- ・ F 委員のように【前文】には夢のある話を載せてもらいたい。
- ・ 後半の「そのためには、～」以降は条文に述べているのだから、その箇所には F 委員の言うようなことを入れたらどうか。

○ 委員長

- ・ 【前文】の後半で市民自治について謳っているので、市民自治が手薄になるが良いのか。

○ M 委員

- ・ 話を聞いていると、D 委員の案で話を進めており、重要なことは市長や市議が付託の重要性を理解することと、積極的に市民が参加することが大切だということ。それが自治基本条例の精神であると受け止めた。
- ・ しかし、自分は F 委員や H 委員の様な【前文】に賛成。

○ 委員長

- ・ 今回の意見を基に次回までに前文を練り直す。
- ・ 意見としては将来志向、未来志向を謳うということ。
- ・ マニフェストとの関係については、条例は市長が変わっても変わらないものなのでマニフェストに左右されない一番重要なルールを決めるということを理解してもらいたい。
- ・ 個人的意見としては、この会議で繰り返し分かりやすい条例作りという意見が出ていた。中学生、小学生が読んで理解しづらい言葉使いは問題があるので、なるべく分かりやすい表現に努めたい。また、これ以上長くしたくない。
- ・ D 委員の案を基に修正を凶ろうと思ったのだが、いくつか意見があるようなので皆さんの意見を基にして次回案を示す。
- ・ 【地域自治】についてだが、実際に地域自治組織について見直されるのか確証がないので、それについての規定が必要なのではないかという意見だったが、これについて意見はないか。

○ 事務局

- ・ 市としては現在地域自治区の設定されていない栃木地域を含めた地域自治の制度設計を少しずつ進めているところで、それを条例上担保することはどうなのか、今すぐ回答できない。

○ N 委員

- ・ 地域自治区の会議を傍聴しているが、栃木地域については導入するべきではない

と思う。

- ・ 現在、審議会の機能しか果たしていなく、質問や提案ができる会議であれば良いと思う。

○ ○ 委員

- ・ 地域協議会の会議では全体として行政からの案件について審議を行っているが、分科会において各地域の要望を行っている。
- ・ 地域協議会としては栃木地域にも同じ土俵に上がってもらうために、地域自治区を設定したほうが良いのではないかと案をしている。

○ C 委員

- ・ N 委員が見たのはたまたま審議することではなく、報告だった。
- ・ 地域自治が市民自治に活かせるのではないかと考える。
- ・ 地域の住民が自分たちの地域をどう発展させるか、各地域の未来への姿を描いていこうとしている。
- ・ 5 年後に地域自治区の変わった姿が必要だという声が住民から上がってきたら、自治基本条例を見直せばよい。自治区をどうするか決めることよりも、住民がいかに自分たちの地域自治を充実させて自分たちで作り上げていくかが重要。

○ 委員長

- ・ 自治基本条例において 5 年後に地域自治区のあり方を見直すようにトップダウンで決めることもできるが、地域自治の組織の在り方は各地域が実際に経験し形になっていくボトムアップの要素も大きい。
- ・ 地域を見守りながら条例に反映していくことが重要ではないか。そういう意味では今は試行錯誤している時期で現段階では評価が定まらないのではないか。

○ K 委員

- ・ 【地域自治】について謳っているのに“地域自治区”について明記しないのが疑問。
- ・ 地域自治区があり区長を選出していて、今後について検討しなければならないというのであれば、「地域自治区については将来検討しなければならない。」や「合併特例法による地域自治区の期限については別に条例で定める。」とした方が良いのではないか。
- ・ 難しい問題だからと言ってこのままではうやむやにされる気がする。

○ 委員長

- ・ 今の段階で具体的な制度設計ができないことは理解してもらえたと思う。
- ・ 附則に入れるのではだめか。

○ K 委員

- ・ 合併時に見直しについて決まっているのに、解説に「地域自治区については合併特例法の期限経過後については改めて見直す。」と載せないのはおかしい。

○ 委員長

- ・ 地域自治区だけではなく、栃木地域を含め全体として地域自治の仕組みを見出す必要があると思う。

- どういう形で盛り込めるか検討する。
- 【議員の責務】について議員はもっと研鑽を積む必要があるという意見だったが、これについて意見はないか。
- P 委員
  - 自治基本条例にそういった細かいことを盛り込んで良いのか。憲法のようなものだから具体的なことは盛り込まないほうが良いのではないか。
  - 他に条例で定めるとし、議会基本条例や議員倫理条例で細かく規定しているのであえて入れることはないのではないか。
- Q 委員
  - 市長や議員は補助金を受けている団体の長につけないという規定が削除されたのだから、その分「必要な事項は、法令に定めるもののほか、別に定める。」という規定を市長と議員に加えるべきではないか。
  - 【条例委任】は【議会の権限と責務】に「議会に関し必要なことは、別に定める。」という規定とかぶっているので、議員の項目から削除したほうが良いのではないか。
  - 市長についても【条例委任】を定めるべきなので市長の項目に加えたほうが良いのではないか。
- 委員長
  - それでは【議員の責務】と【市長】にそれぞれ「必要な事項は、法令に定めるもののほか、別に定める」とすることでよいか。
- Q 委員
  - それでよい。議員について【条例委任】を規定していて、市長について規定していないのは整合性が取れないのではないかということ。
- 委員長
  - それで整合性を取りたい。
- F 委員
  - 補助金を受けている団体の長になれない規定を削除したのはなぜか。
- 委員長
  - 議事録を確認する。
  - 議員の責務について研鑽を積むことを盛り込むべきという意見と盛り込むべきではないという意見があるがいかがか。
- J 委員
  - もう少し各論的な縛りを入れたほうが良いのではないかというのが自分の意見なのだが、要は政務調査費について言いたかった。
  - 私見としては、政務調査費は毎月定額を渡すのではなく、結果に対して支払う形にしたらどうかと思っている。
  - 自治基本条例で縛りを入れるべきではないというのは理解している。
- 委員長
  - 今の意見については条例に反映するというわけではなく、議会に対する意見とい

うことでまとめさせていただく。

- 【審議会】についてはいくつかの種類があって、市民の意見を反映させる審議会  
は一定の割合の公募委員を入れることは良いと思うが、紛争処理のための委員会  
や、専門的知識を有する有識者会議では公募委員が入ることは混乱を招くと思う。
  - 公募委員を義務付けるのであれば対象となる審議会を定義する必要があるのでは  
ないかと考えた。
  - その結果が素案の形になるわけだが、自分としても、委員の皆さんも納得のいく  
形ではないと思う。
- K 委員
- それであれば、公募委員が必要な審議会については必ず公募委員を委嘱しなけれ  
ばならないとなるので、「公募しても応募がなかった時」いう例外規定を削除し  
てもらいたい。
- 委員長
- 応募がなかった場合はどうするのか。
- K 委員
- 応募がなかった場合は追加公募を行ったり、他の審議会で漏れた人や参加してい  
る人に依頼したりすれば良い。
  - 公募委員がゼロはありえない。
  - 応募がないから公募委員がゼロでも良いとなると、その審議会が公募委員を設け  
てないと誤解される可能性もある。
  - 特別な審議会以外の審議会については、必ず一定数以上公募委員を入れるべき。
- 委員長
- 同様のことを事務局と検討したが、条文に表すことが難しかった。
  - 実際に応募がなかった時の対応がわからない。
- K 委員
- 総合計画の審議会の公募委員では栃木地域 4 名、他の地域 2 名と少ない人数が  
定められていた。応募がないことで公募委員なしで団体選出の委員のみで審議会  
を実施してしまうことがあるのではないか。
- 委員長
- それでは公募委員を強制するのか。
- K 委員
- 今、市民は行政に興味を持っているから応募がゼロなんてことはあり得ない。
- 委員長
- 過去の実績で毎回公募委員があったとしても、理論上は応募がない場合や、定数  
を満たさない場合がある。その時にどうするのか。
- K 委員
- これだけ市民が興味を持って参加しているのだから応募がないなんてあり得な  
い。ただ、地域性で応募にバラつきはあると思うが全く応募がないということは  
あり得ない。

- 委員長
  - ・ 応募がないことはあり得ないというが、実際にあった時にどうするのか。
  - ・ 個人的な意見としてはあり得ないのかもしれないが、理論的には応募がないことはある。
  - ・ 自治基本条例や総合計画など、まちづくりに関する皆が関心のある審議会ばかりではない。かなり込み入っていて、なんの魅力もない委員会もある。
- S 委員
  - ・ 事務局に質問だが、今まで栃木市は公募委員という制度を使っていたのか。
- 事務局
  - ・ 全ての審議会ではないが、公募をしていた審議会もある。
- S 委員
  - ・ 応募がないなんてあり得ないという意見だが、一般公募で応募がないことや定員を満たさないことはなかったのか。
- 事務局
  - ・ 調べてみないと分からないが、そういうこともあったのではないかと思う。
- 委員長
  - ・ そういう場合にどうするのか、K 委員に質問したい。
- K 委員
  - ・ 他の審議会の委員や漏れた委員に働きかけをすれば良い。
  - ・ 応募がなかったらどうするのかという考えは後ろ向きであり、おかしい。
- 委員長
  - ・ 法律は理想の状態ルールを決めるよりは、最悪の状態を想定してルールを決めなければならない場合がある。
  - ・ トラブルがあった場合のためのルールをこの条例で決めなければならない。
- F 委員
  - ・ 例外規定を明記しないとどうなるのか。
- 委員長
  - ・ 例外規定を入れなかった場合は、一定数公募委員を入れるまで審議会が成立しない。
  - ・ 無理に審議会を開催したら自治基本条例違反になる。違法な審議会なのでそこで決まった内容はすべて無効になる。
- R 委員
  - ・ 公募して応募がなかった場合は裁判員制度のように強制するのではどうか。
- 委員長
  - ・ その場合は市民の責務になるので、【市民の責務】に明記しなければならない。
- S 委員
  - ・ 旧大平町では行政の委員会、審議会は 1 名 2 つ以上の役は兼ねてはいけないとされていた。
  - ・ 一般公募で同じ考えを持った 1 つの団体の人間が複数入ってしまうと、審議会の

流れを一方向に向けられてしまう危険がある。

○ 委員長

- 県の委員会は学識経験者であっても4つ以上は受けられないとしている。
- 栃木市の場合は団体代表もバランスよく選出しているし、公募委員も抽選で偏らないように配慮している。
- 応募がなかった時にどのように対応するか、次回までに回答してもらいたい。

○ T 委員

- 青少年や子どもについて「安心」を入れてほしい。
- 栃木市は救急医療で診てもらえる小児科がない。「安心」を条文に入れたからと言ってすぐに救急医療が拡充されるとは思わないが、あくまでも市政の指針として条文に盛り込んでもらえたらと思う。

○ 委員長

- 【市民の権利】の中でも「安心安全」としているし、意見はもっともなので【青少年や子ども】についても「安全」だけではなく「安全安心」とする。

○ G 委員

- 【前文】について「住みやすく、活力あふれるまちづくりを推進し、先人が守り育ててきた自然。歴史、産業、文化を次の世代にしっかりと引き継いでいきたいと考えています。」という文言をうまく調整すれば F 委員の意見が反映できるのではないか。

○ 委員長

- 【財政運営】について、予算の議決を含めるべきではないかという意見だが、これは事務局で検討させてもらいたい。
- 【公益通報】については、先ほどの意見ということで整理させていただきたい。
- とりまとめまで時間が限られており、素案という段階なので意見があるときは具体的な修正指示がほしい。
- できれば文章で意見をお願いしたい。
- 事前に事務局に具体的な提案をしてもらいたい。会議当日までに事務局で論点を整理し、会議に諮りたい。

○ 事務局

- 先ほどの市長、議員が補助金を受けている団体の長につけないという規定を削除した経緯については、6月29日の第14回市民会議の骨子案の取りまとめで、現状では賛否両論あって規定するのは難しいとして、骨子案から外すことで承諾を得た。

○ 委員長

- 団体の長に誰がつくかよりも、利益相反取引が起きないような仕組みづくりが最優先ということで議論したと思われる。

終了

